

大泉町教育委員会議録

1 日 時 令和5年9月28日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで

2 出席者

福田教育長、曾根委員、秩父委員、大塚委員、大野委員

3 出席職員

持田教育部長、関田教育管理課長、前田教育指導課長、齊藤こども課長、
笠松生涯学習課長、井田書記

4 傍聴人

なし

5 報告及び議事、協議事項

教育長報告 (1) 教育長月間報告

(2) 令和5年第5回大泉町議会定例会について

(3) 全国学力・学習状況調査について

(4) 町教育委員会後援事業

(5) その他報告事項

議案第29号 大泉町教育委員会事務局職員の人事異動について

議案第30号 大泉町特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所等の利用者負担に関する
条例施行規則の一部を改正する規則について

6 議事内容

福田教育長 それでは、これより教育委員会議を開会いたします。

はじめに、日程第1 前回会議録の承認について、事前に配布させていただきました
会議録について、何かご意見等ございますでしょうか。

(なし)

無いようですので、令和5年8月24日の会議録のご署名を、秩父委員さんと大野
委員さんをお願いいたします。

続きまして、日程第2 教育長報告に入ります。

(1) 教育長月間報告になりますが、9月5日から9月21日まで定例議会が行われ
ました。内容については、主に令和4年度決算の審議であり、詳細については後
ほど説明させていただきます。

9月21日には英語力実践発表会、また、9月24日にはカラオケ・舞踏ショーが
あり、見学させていただきました。それぞれ見学させていただき、実践発表会では
ALTの方々、またカラオケ・舞踏ショーにおいては年配の方々が、すごく元気だ
なという印象を受けました。会場にいる皆さんもすごく元気をもらったのではない
かと思います。このような芸術・文化や教育分野においては、発表の場というのは

非常に重要なものであると再認識し、これからも発表する機会を持てるといいと考えています。

教育委員会においても、研修や見学する機会を設け、より実践的な教育委員会議を目指していきたいと考えております。

報告は以上です。

続いて、(2) 令和5年第5回大泉町議会定例会について、事務局より説明をお願いします。

持田部長 令和5年第5回大泉町議会定例会議についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。主に教育部に関わるものを中心に概要をご説明いたします。

日程第6 議案第46号 令和5年度大泉町一般会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載の額にするものでございます。

8月の教育委員会でご説明いたしました教育委員会所管事務に関する補正予算につきましても計上し、議決をいただきました。

2ページ、3ページをご覧ください。

日程第11 議案第51号から日程第16 議案第56号まで令和4年度の決算ということで、一括での上程になりました。

令和4年度の予算総額といたしましては、164億1,157万9千円。

歳入総額につきましては、163億5,953万3,822円。

歳出総額につきましては、156億4,232万5,366円であり、差し引き7億1,720万8,456円の黒字決算でございました。

この一括上程の中で、町長より教育委員会の事務も含めまして、提案理由を説明いたしております。教育部の区分といたしましては、

- ・子育て支援では、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、総合的な支援を行った。
- ・学校教育では、タブレット端末の効果的な活用を進め、子どもたちの能力や個性を伸ばすための教育を実践した。
- ・学校施設については、南小学校の改修工事が完了し、西小学校改修工事の設計を行った。
- ・生涯学習の推進では、家庭教育学級や高齢者教室など、各ライフステージに合わせた講座の開催や、各種団体等の活動支援を行った。

などの報告が、町長答弁の内容でございます。

なお、決算認定につきましては、9月21日に開議された定例会において、全て議決をいただいております。

定例会2日目 9月7日の日程第1一般質問については、3名から資料に記載の質問がございました。その中で教育委員会に関係する質問の概要を説明いたします。

まず、議席6番 佐藤議久芳員からの質問でございますが、件名1「教育行政について」につきましては、本年7月に就任された福田教育長の教育方針や教育に対する思いについての質問があり、教育方針として、「高い目標を持ち、アイデアを持って真剣にチャレンジし、社会とのコミュニケーションできる人材」の育成

と、自由で伸び伸びとした教育環境の構築を目指すこと。また、重点課題を「不登校問題」「子育て支援」「学校教育における多文化共生」と捉え、さまざまな教育的な課題に対して、全方向で一丸となって明るく元気にネバーギブアップの精神で課題解決に取り組んでいくとお答えしました。

続きまして、4ページ、5ページをご覧ください。

議席12番 田邊信雄議員からの質問になります。

件名1「保育園の保育体制の充実について」につきましては、要旨1として「保育事業の要諦について」教育長の認識や考えについての質問では、教育はコミュニケーションであり、こどもを含めた子育てに関わる人たちの双方向のコミュニケーションが保育事業の要諦である旨を答弁されました。

要旨2につきましては、「児童虐待について」今後力を入れてやるべき事、課題の把握、関係機関との連携等についての質問で、こどもへの虐待は、目に見えにくいものもあることから、こどもの変化をいかに早く気づくことができるかが重要であること、虐待への対応については、関係する職員の認識及び理解を同じ水準にすることが肝心であること、密接な情報共有に努めていくことを答弁されました。

要旨3につきましては、「スマホネグレクトについて」こどもの変化の把握やスマホネグレクトが虐待にあたるかという認識についての質問で、子どもの変化については常に注視し、把握に努めていること、子どものスマホ依存が虐待にも繋がることから、過度にスマホに依存することの危険性の注意喚起を行い、子育ての楽しさについて、啓発・推奨する旨を答弁されました。

要旨4につきましては、「保育士研修の充実について」の質問で、より実効性のある研修の実施や研修で得られた知識・技術が職員間で共有され、個々のレベルアップを通じ、園自体の保育力の向上につなげられるような仕組み作りに努める旨を答弁されました。

要旨5につきましては、「保護者等との相談体制の充実について」相談体制の課題と、家庭という言葉についての質問で、相談体制における機能面で足りない部分を改善しながら、保護者に寄り添うことができるよう相談体制を充実させること、また、家庭については子どもが保育所以外で過ごす場所であることから、保育園として、特に配慮が必要な場合は、子どもにかかる家庭についても把握に努める旨を答弁されました。

件名2の「体制の構築・再編について」につきましては、「要旨1 子どもの健やかな成長を強力に支援する体制の構築について」、ハード面・ソフト面ともに町民が利用しやすく専門的なカウンセラーを配備した常設機関の設置を考えて欲しいとの質問で、誰もが相談できる体制を早期に構築したい旨を答弁されました。

以上が、一般質問の概要でございます。

定例会3日目 9月21日の概要につきましては、先ほどご説明いたしました決算認定の議決のほか、記載のとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。

福田教育長 説明が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

(なし)

続きまして、(3) 全国学力・学習状況調査についてになりますが、結果の公表はしていないため、秘密会とさせていただきますがよろしいでしょうか。

(了承)

それでは秘密会をはじめます。

(非公開)

ここで秘密会を終了いたします。

続きまして、(4) 町教育委員会後援事業について、事務局より説明をお願いします。

笠松課長 大泉町教育委員会後援事業については、記載のとおりでございます。
以上でございます。

福田教育長 説明が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

(なし)

続きまして、(5) その他報告事項。事務局から他に報告事項があればお願いします。

齊藤課長 その他報告ということで、机上に資料をお配りいたしました。英語教育推進事業について、ご説明申し上げます。

当事業は、10月から開始する新規事業でございます。1の概要でございますが、保育園、児童館等の保育施設等にALT及びJETを派遣し、就学前から日常的に英語に慣れ親しめる環境を整え、言語習得の基礎を作るために幼児期からの英語教育を充実させるものです。

また、学校以外の場でも英語に触れる機会と英語学習のサポートを行い、英語教育の充実を図るものでございます。

本事業におきましては、ALTを3名とJETを1名配置いたします。

次に2の実施場所でございますが、町内の4児童館及び町立保育園を初め、私立保育園、認定こども園及び幼稚園となっております。

3の実施予定事業者でございますが、太田市にございます株式会社フレックスでございます。

裏面をご覧ください。

各曜日ごとの派遣計画を記載してございます。児童館につきましては、ALT及びJETを、保育園等につきましてはALTを1名派遣し、表の下に記載の各事業を実施してまいります。

以上、英語教育推進事業についての説明とさせていただきます。

福田教育長 説明が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

(なし)

続きまして、日程第3 附議事項に入りますが、本日の議案第29号については人事案件となりますので、秘密会とさせていただきますがよろしいでしょうか。

(了承)

それでは秘密会をはじめます。

(非公開)

ここで秘密会を終了いたします。

続きまして、議案30号 大泉町特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

齊藤課長 議案30号 大泉町特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

22ページをご覧ください。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく提案する次第です。

資料につきましては、大泉町特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所等の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正案・現行対照表及び改正の概要が33ページに渡りございますが、説明につきましては29ページからの改正の概要に基づきご説明いたします。29ページをご覧ください。

別表と同表備考第4項につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託児童が保育所等を利用する場合、同じく家庭養護に当たる里親と同様に保育料を0円とするための改正でございます。

同表備考第9項につきましては、子ども・子育て支援法施行規則第22条第2項で引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項で、特定施設の範囲を拡大する改正が行われ、入居と表現すべき施設が加えられたことにより改正を行うものでございます。

同表備考第11項につきましては、国の基準により、年収約360万円未満相当の世帯の保育料については、第2子は半額、第3子以降は無償としておりますが、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、子どもの人数のカウント方法が変更になったことによる改正でございます。

これまで、未就園又は認可外施設に入っている場合は、子どもの人数はカウントいたしませんでしたが、未就園又は認可外施設に入っている場合でもカウントするものでございます。

同表備考第15項及び第16項の追加につきましては、町独自となりますが、まず、31ページをご覧ください。現状の保育料につきましては、「1 現状」の対象施設に1人目が入所等している場合、2人目の保育料は半額となりますが、「2 課題」にありますように、第1子が対象施設以外に入所している場合などは多子カウントの対象外となってしまう、第2子の保育料が半額となりません。

同表備考第11項の改正で、年収約360万円未満という収入の条件はありますが、保育園等への入所条件がなくなったことなどを鑑み、子育て支援を充実させる観点から、年収約360万円以上の世帯について保育園等への入所条件をなくし、

同一世帯に小学校就学前の児童が2人以上いる場合は、2人目の保育料を半額とするものでございます。

33ページの資料3につきましては、第2子以降の保育料減免にかかる比較表となっております。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行し、改正後の別表備考第11項、第15項及び第16項の規定は、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

福田教育長 説明が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

(なし)

ないようですので、議案第30号について承認いただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第30号は承認といたします。

続きまして、日程第4 その他。

他に事務局から何かありますか。

(なし)

教育委員さんから何かございますか。

(なし)

それでは、以上で教育委員会議を閉会いたします。

上記会議録は、正確であると認めます。

令和5年10月23日

署名 教育長

署名 教育委員

署名 教育委員